

【論文】

備後国地毗荘山内首藤氏本拠の水利復原研究  
—圃場整備完了地域（本郷・殿垣内地区）の実践事例から—

渡  
邊  
浩  
貴

## 備後国地毗莊山内首藤氏本拠の水利復原研究

—圃場整備完了地域（本郷・殿垣内地区）の実践事例から—

渡邊 浩貴

### 【キーワード】

水利灌漑 景観復原 圃場整備 備後国地毗莊 山内首藤氏

### 【要旨】

本稿は、相模国出身の西遷御家人山内首藤氏が本拠とした備後国地毗莊本郷の故地を事例に、中世の水利秩序を復原するため、莊園現地調査や文献資料の分析、さらには水理学（土木工学の一分野）の研究手法を援用し学際的かつ遡及的に景観復原を施し検討を行うものである。対象の地毗莊故地は圃場整備完了地域であるが、圃場整備以後の現況水利灌漑と圃場整備以前のそれを丁寧に比較検討すると、圃場整備事業が決して既存の水利慣行や水利系統を破壊したものではなく、既存秩序を補完して実施されたことが闡明となつた。圃場整備の手が入った地域でも、現地調査と水利秩序の復原は可能なのである。さらに水利関係の近世地方文書が見出せない当該地では、水理学の手法で集水域を作成し前近代の水利秩序と灌漑範囲の復原を試みた。

かかる遡及的水利復原を経て、地毗莊本郷の中世水利秩序を分析した。結果、南北朝期まで別所谷を水源とする「別所池」「大野池」による親池—子池の灌漑体系が当該地での主要な水利であり、南北朝期の水害被害による河道変遷の結果溜池が消失し、谷川による河川灌漑へと移行したことを明らかにし、山内首藤氏による別所谷奥の谷戸開発の進展にも触れた。さらに集水域を踏まえこれらの水利秩序には下流地域（紺屋谷・滑良谷）のなかで依存度に濃淡があることを見出し、水利ユニットは一樣でなく、その内部に差違（格差）があることも明ら瞭になつた。

### はじめに

莊園現地調査は、一九八〇年代になると、それまでの部分的・補助的調査から時代・分野を限定しない悉皆調査を基本方針とする総合的景観復原研究へと転換し、個人や有志の研究集団に加え、行政や大学研究機関が中心となつて大規模に実施されるようになつた。<sup>(1)</sup> それらの調査では、圃場整備等の開発事業による耕地景観・水利慣行の破壊・改変という危機的状況を受けた緊急調査（現況調査）という性格が濃厚に表れ、やがて地表から消えてしまう地名（とくに水田一枚ごとに付けられていたシンコ名などの通称地名）や水利灌漑系統・水利慣行など耕地一筆レベルでの詳細な記録がなされ、貴重な成果がこれまで報告されている<sup>(2)</sup>。

圃場整備事業が進展した現在、残された景観の大半はすでに画一化された耕地と、改変された（と当初は想定された）水利灌漑体系ばかりである。勿論、圃場整備以後も莊園現地調査は行われたが、圃場整備の手が入つていないう棚田景観を残す地域が主に選択され、次第に中世史における現地調査の実施は低調傾向を示すようになつていった。その一方、あえて圃場整備完了地域において現地調査を実施して前近代の水利灌漑体系の復原を試み、かかる制約のブレイクスルーを目指した研究も存在する。例えば貴田潔による筑後国水田莊の現地調査とその成果報告書『筑後国水田莊故地調査報告書（地誌編・史料編補遺）』（地域資料叢書一二、花書院、二〇一四年）では、聞き書きで得られた圃場整備以前の水利灌漑情報を丁寧に現況景観と比較し遡及的に水利系統を復原させている<sup>(3)</sup>。また、筆者と土山祐之による近江国柏木御厨の現地調査でも、土地改良区が所蔵する現代資料や聞き書きを通じて、圃場整備前後における野洲川取水の水利灌漑体系の復原と前近代の多様な水資源利用の形態を明ら

かにしている<sup>(4)</sup>。これらの手法では、圃場整備以前での田一筆ごとの詳細な灌漑状況までは復原できないものの、基幹用水路の水利系統や配水ルールなどおおよその水利秩序を把握することが可能である。そして、これら圃場整備完了地域での実践例を通じて、そもそも圃場整備事業が既存の地域水利秩序を破壊して推進された訳ではなく、それらを基盤としたながら用水路の付け替えが実施されたことも明らかとなつた。つまり、圃場整備前後の変化を関連資料から復原する作業の手間さえ惜しまなければ、圃場整備以前の水利灌漑体系を復原することは決して不可能なことではないのである。圃場整備完了地域における水利灌漑調査の道が拓かれてつたのが、莊園現地調査の現在地であろう。ただし、圃場整備以前よりもさらに中世水利灌漑体系へと遡及して復原して行くには、依然として資料的制約——近世地方文書が発見されていない地域ではとくに顕著であろう——が立ちはだかる。

さて本稿は、相模国山内首藤氏が西遷して本拠形成を果たした備後国地毗莊本郷における中世水利秩序を遡及的に復原することを目的とする。当該地は、一九八〇年から開始された広島県実施の総合パイロット事業（圃場整備事業）を受け、すでに棚田景観が消失した圃場整備完了地域である。かつて服部英雄による地名研究を通じた中世景観の復原が試みられるが<sup>(5)</sup>、水利灌漑調査は実施されず、筆者によつて地毗莊本郷のうち山内首藤氏惣領家一族が中核拠点とした「高山門田」における水利復原が示される程度で<sup>(6)</sup>、具体的な開発過程に関する研究は出されていない。現地には、幸いなことに圃場整備以前の水利関係資料が多く残されており、圃場整備以前の水利灌漑体系を復原することは可能である。だが、地毗莊故地では水利関係の近世地方文書が見つかっていないため、文献資料だけを用いた遡及的復原手法ではどうしても限界が生じる。そこ

で本稿では土木工学の一分野である水理学の方法論を援用しつつ、学際的な手法で中世水利秩序の復原を試みたい。なお、地毗莊本郷における水利灌漑体系の復原は、残存資料等から復原可能な現在の本郷・殿垣内地区（現本郷町・殿垣内町、惣領家や庶子滑氏・黒杭氏の本拠地が所在）を中心に行う。

## 一 圃場整備以前と以後の水利秩序

地毗莊は備北の中山間地域に所在する莊園で、その中心である中世本郷地域は近世村の本郷村・殿垣内村・市村・田原村・上原村・下原村・三日市村・戸郷村から主に構成されたと考えられる。現在、国兼川が殿垣内地区の南側を東西に流れ用水路網が発達しているように見えるが、これらの用水路は近世後期以降の開削であり、当該地は「西北山高く、東は地ひらく、郷中にも、小山多く、水利乏し」（『芸藩通志』卷一三四（文政八年（一八二五）成立））と評されるように、基本的に溜池灌漑による谷戸開発が中心であつた。現在は別所谷奥にある新池・横林池・高丸池と、江木谷奥にある田の平池・江木池を水源とする本郷川が本郷・殿垣内地区の主要な用水路として整備され、国兼川に合流している。

当該地の水利組織・慣行については、現地に残される現代水利関係資料群だけでなく本郷・殿垣内地区の元水利総代長三上順治郎氏（昭和七年生まれ）、同加藤勝利氏（昭和十三年生まれ）、現水利総代長石丸環氏（昭和二十三年生まれ）への聞き取りに基づく。

### （1）現況（圃場整備後）の本郷・殿垣内地区の水利秩序

現況（圃場整備後）の本郷・殿垣内地区における水利灌漑体系について、水利灌漑調査成果を記載した【図1】「現況の地毗莊本郷（本郷・

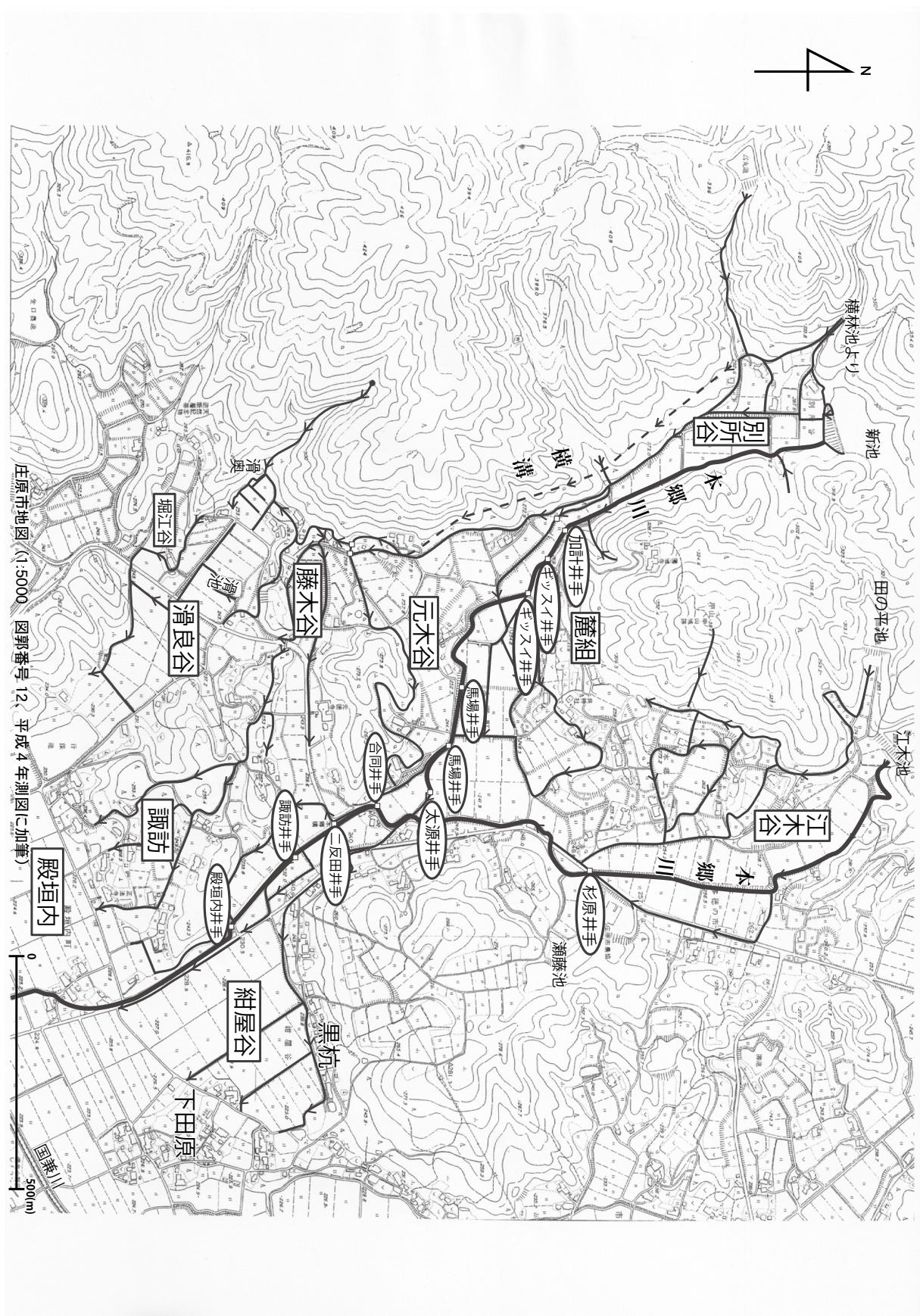


図1 現況の地毗莊本郷（本郷・殿垣内地区）の水利系統復原図

殿垣内地区）の水利系統復原図」を参照しつつ確認していく。現在では別所谷にある当地最大の新池を筆頭とする横林池・高丸池の溜池群、また甲山北東の江木谷にある田の平池・江木池の溜池群から取水し、本郷川として殿垣内地区まで灌漑している。新池溜池群からは麓の水路を伝い、元木谷・藤木谷・滑良谷・諏訪・殿垣内までを灌漑している。尾根を越える滑良谷ではサイフォンによつて一部揚水されて導水されている。殿垣内では本郷川から殿垣内井手の取水によつて低湿地灌漑を行い、新池・横林池・高丸池から稜線を伝う一本の長距離水路（通称「横溝」）によつて殿垣内谷戸田地域（現正法寺周辺）を灌漑する。新池溜池群からは加計（掛）井手やギッスイ井手より取水し甲山城麓地域一帯（南西部）を灌漑し、田の平池・江木池溜池群からは麓地域一帯（南東部）を灌漑し、現在の艮神社周辺で二つの灌漑水系が交わつている。本郷川合流地点付近には太源井手・合同井手・二反田井手などが集中し、合同井手・二反田井手からの取水で藤木谷入り口付近を灌漑している。さらに太源井手からは紺屋谷一帯を灌漑する。

これら本郷・殿垣内地区的水利灌漑は本郷協議会が管轄し、地区内之上組・麓組・紺屋組・滑良組より各二名合計八名の総代が選出（二年任期）され、一名の総代長が選ばれる。総代長および総代は本郷・殿垣内地区的水利を主な職務とする。

本郷・殿垣内地区的元水利総代長三上順治郎氏への聞き取りおよび同氏所蔵の本郷協議会の水利関係資料「本郷町溜池資料」（平成二十四年（二〇一二）作成）によると、総合パイロット事業前後での各溜池の旧・新貯水量について、新貯水量における新池が一一三・四〇〇 $m^3$ 、横林池が四七・三〇〇 $m^3$ 、高丸池が一八・二〇〇 $m^3$ 、田の平池が三八・五〇〇 $m^3$ 、江木池が四一・三〇〇 $m^3$ と、新池の貯水量が圧倒的であることが分かる。

「横林池・高丸池は新池の予備池」（元水利総代長加藤勝利氏への聞き取り）という現地の認識すらあるほどである。そして、圃場整備による貯水量の増加があつても各溜池間の貯水量の優劣に変化は見られない（前掲「本郷町溜池資料」）。受益面積についても、本郷地区での新池・横林池・高丸池が三五九・六三三 $m^2$ で、これは田の平池・江木池の九四・五一八 $m^2$ を圧倒する。総じて本郷・殿垣内地区では別所谷にある新池が貯水量・受益面積ともに最大の溜池であることは了解されよう。また殿垣内地区では、新池のみから一三九・九八〇 $m^2$ もの受益面積を賄つており、殿垣内地区が新池に依存した水利灌漑であることも分かる。

本郷・殿垣内地区的なかでも、新池・横林池・高丸池の水利分配方法には厳密なルールが存在する。平成二十七年（二〇一五）の配水ルールを記載した【表1】「圃場整備以後の水割（水利分配方法）」（元水利総代長三上順治郎氏所蔵「新池・横林池水割表」を基に作成）をみると、七日間を一サイクルに、各受益地区での五月～七月までの水割が定められている。また現地で樋守代の七名（A氏～G氏）が定められ、取水の管理を担う（各氏には給分が支払われる）。また【表2】「本郷水利定格（平成二十三年（二〇一一）度版）」（元水利総代長三上順治郎氏所蔵「本郷水利定格」を基に作成）には、水利の分配（現地では「水の支配」と呼称）における支配給を規定している。これは現水利総代長の石丸環氏（屋号「石垣内」）への聞き取りによれば、石丸家が代々「水の支配」を現地で担つており、大正年間頃までは水切符として本郷内の水利関係者へ水利権を配布していたという。【表2】の「番給」とは、雨天時に用水路からオーバーフローした水を排水するため栓を開閉する係に対する支配給のことと、「難番給」とは用水路の分岐点や雨水・谷水がより多く流入する箇所の係に対する支配給を指す。これらは先述した樋守代とは異なる

表1 圃場整備以後の水割（水利分配方法）

## ◆5月

2015年	5月	新池			横林池・高丸池		権守
日	曜日	午前	午後	夜水	午前	午後	担当者
8	金	元木	滑	—	別所	藤城	A氏
9	土	殿垣内		—	山崎	諏訪	B氏
10	日	大源井手	元木	—	掛井手	別所	C氏
11	月	藤城	山崎	—	滑	諏訪	D氏
12	火	殿垣内		—	掛井手	大源井手	E氏
13	水	元木	滑	—	別所	藤城	F氏
14	木	殿垣内		—	山崎	諏訪	G氏

## ◆7月（夜水あり）

2015年	7月	新池			横林池・高丸池		権守
日	曜日	午前	午後	夜水	午前	午後	担当者
10	金	藤城	山崎	掛井手	滑	諏訪	A氏
11	土	殿垣内			大源井手	別所	B氏
12	日	元木	山崎	諏訪	藤城	滑	C氏
13	月	殿垣内			掛井手	大源井手	D氏
14	火	元木	滑	山崎	別所	藤城	E氏
15	水	掛井手	大源井手	元木	諏訪	別所	F氏
16	木	殿垣内			藤城	滑	G氏

出典：2015年度「新池・横林池水割表」（元水利総代長三上順治郎氏所蔵）

※午前：4:00～11:00 午後：11:00～18:00 夜水：18:00～4:00

表2 本郷水利定格（平成23年（2011）度版）

別	氏名	事項（1石：50,000円）			支払額（円）
水利定格	A'氏	新谷奥	難番給	2升6合3勺	1,315
	A'氏	新谷奥	難番給	2升6合3勺	1,315
	A'氏・B'氏	田の平池	番給	2斗7升4合5勺	13,725
	C'氏	花の木池	難番給	9升4合5勺	4,725
	C'氏	鉄屋上	難番給	3升1合5勺	1,575
	D'氏	段の下	難番給	5升2合5勺	2,625
	C'氏	田の平池	支配給	1斗5升0合0勺	7,500
	E'氏	新池横林池	支配給	2斗5升0合0勺	12,500
	F'氏	滑池	支配給	2升1合0勺	1,050
	G'氏	江下池	支配給	1斗5升0合0勺	7,500
	H'氏	紺屋井手	番給	5升2合5勺	2,625
	I'氏	滑奥池	番給	3升1合5勺	1,575
	F'氏	滑池	番給	5升0合0勺	2,500
	J'氏	福田池	番給	2升0合0勺	1,000
	K'氏	新池横林池	番給	1石	50,000
本殿定格	L'氏	加計井手	番給	3升1合5勺	1,575
	D'氏	杉原井手	番給	5升2合5勺	2,625
	K'氏	加藤裏	難番給	3升1合5勺	1,575
	K'氏	加藤裏	溝浚え	3升0合0勺	1,500
	M'氏	新池尻	難番給	3升3合6勺	1,680
	M'氏	長谷向	難番給	1升0合5勺	525
	N'氏	高丸仕掛	難番給	3升1合5勺	1,575
	E'氏	盜谷	難番給	3升1合5勺	1,575
	K'氏 外6名	新池	番給	1石	50,000

出典：「本郷水利定格」（元水利総代長三上順治郎氏所蔵、「定格」の部分のみ抜粋）

役割である。「番給」「難番給」の設置箇所、および支配給の金額は圃場整備前後で変化はしていないという。

## (2) 圃場整備以前の本郷・殿垣内地区の水利秩序

圃場整備以前の水利灌漑体系は、【写真1】「各溜池水系一覧表」(元水利総代長三上順治郎氏所蔵)によつて詳細な水がかりや水利慣行が記録保存されている。これをトレースしたデータを、圃場整備事業以前の耕地景観を空撮した国土地理院発行空中写真(一九七六年撮影)上に復原した【図2】「地毗莊本郷(本郷・殿垣内地区)」の水がかり復原図」を用いて、圃場整備以前の水利灌漑体系の様相を見ていく。

圃場整備以前でも、甲山を起点に別所谷からの「新池がかり」と、江木谷からの「田の平池・江木池がかり」の二つの水がかりがあり、別所谷入り口付近にて「加計井手がかり」が甲山南麓一帯を灌漑している。「新池がかり」は別所谷・甲山麓、元木谷の一部、本郷川下流域の藤木谷の入り口付近などまでを含む。また本郷川から取水する「元木がかり」は、元木谷を灌漑している。また新池からは「藤木がかり」「滑奥・滑池がかり」「山崎がかり」「諏訪がかり」「殿垣内がかり」への水を供給していた。本郷川合流地点からは紺屋谷を灌漑する「太源井手がかり」があり、滑良谷にある行保池から取水する「行保がかり」もあつた。圃場整備以前に現地調査を行つた服部英雄によると、「滑良谷と藤木谷を分かつ稜線を越え、次いで藤木谷・滑良谷間の稜線をも越して滑良谷を灌漑する」と述べ、僅かながらも現地の水利灌漑に触

日目	午前	午後	夜
新池	午前	午後	午後
横木池	午前	午後	午後
木	午前	午後	午後
別所	午前	午後	午後
元木	午前	午後	午後
江木池	午前	午後	午後
田の平池	午前	午後	午後
山崎	午前	午後	午後

① 上日とんで  
② 夜水は 7月の土用入り出る午後6時より翌朝6時迄  
③ 別所の夜水は無し  
④ 元木谷水は新池より入り  
⑤ 別所の本郷川谷水は藤木谷水を交互に受け  
⑥ 殿垣内の夜水は直一日夜の間  
⑦ 夜水は新池だけ出る

写真1 各溜池水系一覧表 部分図



写真1 各溜池水系一覧表



図2 地毗莊本郷（本郷・殿垣内地区）の水がかり復原図

表3 圃場整備以前の水割（水利分配方法）

日数	新池			横林池・高丸池		権守
	午前	午後	夜水	午前	午後	
1日目	別所	藤城	—	元木	滑良	Y氏
2日目	殿垣内		—	山崎	諏訪	
3日目	加計井手	別所	—	大元堰	元木	
4日目	藤木（城）	山崎	—	滑良	諏訪	
5日目	殿垣内		—	加計堰（井手）	大元堰	

出典：「各溜池水系一覧表」（元水利総代長三上順治郎氏所蔵）、現水利総代長石丸環氏への聞き取り

※午前：4:00～11:00 午後：11:00～18:00 夜水：18:00～4:00

〈水利慣行〉※【写真1】原文をベースに一部改変。文意不通の箇所は適宜補足説明を加えた。

①2日とんで1日とぶを繰り返す

←1サイクル5日間で配水が設定され、その期間内に2日間と1日間のインターバルがある。

例）藤城（木）組は1日目の配水の次は4日目、6日目となっている。

②夜水は7月の土用の入より出る（18:00～4:00まで）

③別所の夜水はない

←7月から各組に新池の夜水が配水されるようになっても、別所組だけは配水されない。

④元木谷水は新池よりない

⑤その他の本郷の谷割は横林・高丸を交互に出る

⑥殿垣内の夜水は昼一日と夜へ続く

⑦夜水は新池だけ出す

れている<sup>(7)</sup>。圃場整備以前の段階では、「新池」が滑良谷を灌漑し、さらに

【写真1】「各溜池水系一覧表」によれば殿垣内までをも灌漑しており、現況の水利灌漑体系とほとんど違いは認められない。

ただし、【図2】の元木谷での灌漑において、谷戸上方部の灌漑が「新池がかり」の範囲とされ、谷戸下方部が「元木がかり」に分かれていることは、現況の配水と異なる。【表3】「圃場整備以前の水割（水利分配方法）」（【写真1】「各溜池水系一覧表」の記載内容を基に作成）には「元木谷水は新池よりない」との水利慣行が記載され、新池からの水割に元木谷は入っていない。元木谷では谷戸上方部は同地の谷水がかりを利用できないために新池からの水利に依存し、谷戸下方部では谷水がかりで十分に灌漑ができたために灌漑体系が別になつていたと判断される。それ以外の水利慣行について、圃場整備以前までは別所谷に住む権守代一人（Y氏）が長年新池のすべての取水を管理していたが、圃場整備前後の時期から七名の権守代が設定され分担管理し、従来Y氏に支払われていた給分を七名で分割して受給している（現水利総代長石丸環氏への聞き取り）。こうした変化がある一方で、【表1】と【表3】を比較するに、本郷・殿垣内地区内の各組への水割に大きな変化はなく、殿垣内には午前・午後・夜水と新池から一日中の水割があることも現況の水利秩序と同様である。

勿論、圃場整備事業で国兼池（庄原市上原町）からのポンプアップが実現したことで、各溜池の貯水量は格段に増加し、一部の井手では付け替えや位置の移動も生じているため、ここで圃場整備事業による影響の少なさを過度に強調することは実態を見誤る可能性がある。それでも、「水の支配は『慣行』こそすべて」、「圃場整備の前と後でこの『慣行』が変化したことはない」（元水利総代長三上順治郎氏への聞き取り）といつ

た認識は、同趣旨の証言を他の水利総代長からも得ることができ、現地で広く共有されているようである。冒頭で例示した筑後国水田莊や近江国柏木御厨と同様に、備後国地毗莊故地の圃場整備事業も、現地の基幹となる水利秩序が破壊されることなく、既存秩序を補完するようにして実施されたのである。

## 二 近代・近世の水利秩序

### （1）明治期の水利灌漑体系

現地に残る「明治九年改租相当時図 大字本郷耕地山林地図」（元水利総代長三上順治郎氏所蔵）より（写真2～5）、明治九年（一八七六）段階の水利灌漑状況を知ることができる。これら明治期の登記図をG I S上に現存する溜池や宅地、地形などの位置情報を与えて、ベースマップの国土地理院発行空中写真（一九七六年撮影）に重ねたものが【G I S図1】（明治期における別所谷・元木谷・藤木谷・滑良谷の水利灌漑復原図）である。<sup>（8）</sup>以下、これらの地図資料を踏まえながら明治期の水利灌漑体系について検討を加える。

【写真2】「別所谷図」では別所谷入り口付近に溜池の存在が確認できる。この溜池は現在残っていないため明治期以降には消失したのだろう。【写真3】「元木谷図」、【写真4】「藤木（城）谷図」を見るに、圃場整備以前の水利灌漑体系と同様に、新池の用水が別所谷入り口の石丸家（屋号石垣内）の上方から元木谷を経て藤木谷へ導水されている。元木谷内には溜池の存在も確認でき、谷水を利用した灌漑の様子も窺えるが、独立した水系とまでは評価できず、新池からの導水に依存している（実際に【写真3】「元木谷図」では新池からの用水が元木谷内の溜池に導水され水量を補っている）。圃場整備以前・以後では、新池を水源とする長距

離用水路「横溝」によって、藤木谷から尾根を越えて滑良谷内の滑奥池・滑池へと導水が果たされているが、明治期の登記図ではそのような長距離用水路の存在を明瞭に認めるとはできない。ただし、【G I S図1】では元木谷・藤木谷・滑良谷へと引かれる用水路の存在を確認できるため、新池からの配水があつたことを推定せしめる。

【表1】【表3】の圃場整備前後における水利秩序では新池からの配水を滑良谷は受けているが、【写真5】「滑良谷図」では、谷水を水源とする滑奥池・滑池の存在や、それら溜池を親池—子池としながら谷戸内を灌漑する用水路網が発達している様子が読み取れる。明治期における滑良谷の水利は、新池の灌漑体系に属するものの、独自の谷水・溜池の存在から新池への依存度は相対的に低かつたと推測される。

### （2）近世段階の水利灌漑体系

地毗莊本郷故地では水利関係の近世地方文書が見つかっておらず、近世地誌『芸藩通志』（文政八年（一八二五）成立）が文献資料では現状唯一の手がかりである。別所谷の新池は、『芸藩通志』巻一三二所載の挿図のなかで「スリバチ池」と表記されており、この「スリバチ池」が近世末期に拡張し築堤されたのが現在の新池である。<sup>（9）</sup>その他、『同』挿図では別所谷の溜池として「横林池」、「鳥越池」（高丸池）に該当を載せ、江木谷では「田平池」（田の平池）に該当、「江下池」（江木池）に該当が見える。また滑良谷でも「ナメラ池」（滑池）に該当が見え、「摺鉢池、横林池、江下池、畦池、田野平池、滑良池、鳥落池 並に本郷村にあり」（『同』巻一三五「池塘」）の記述を踏まえるに現況の本郷・殿垣内地区の主要な溜池はほぼ近世後期段階には開削されていたことになる。

【同】挿図では、別所谷から流れる川と、江木谷から流れる川が「ゴウ



写真2 別所谷図

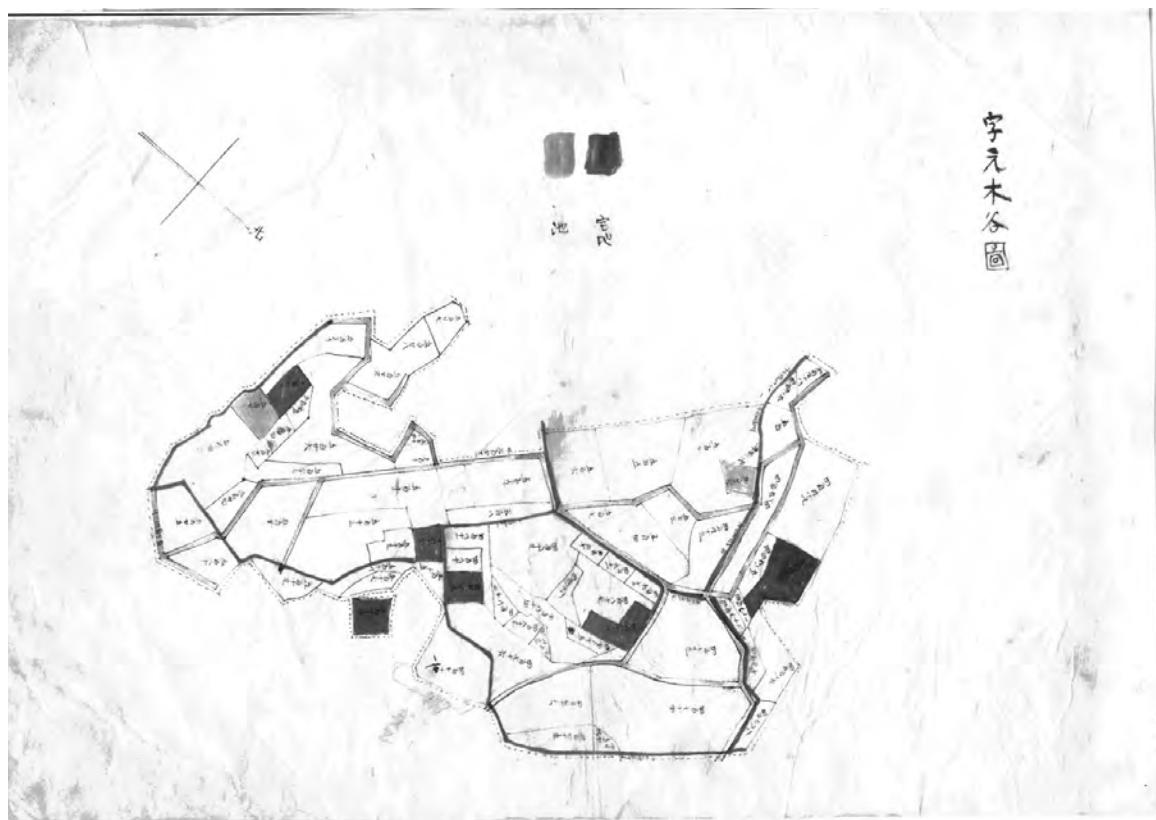


写真3 元木谷図

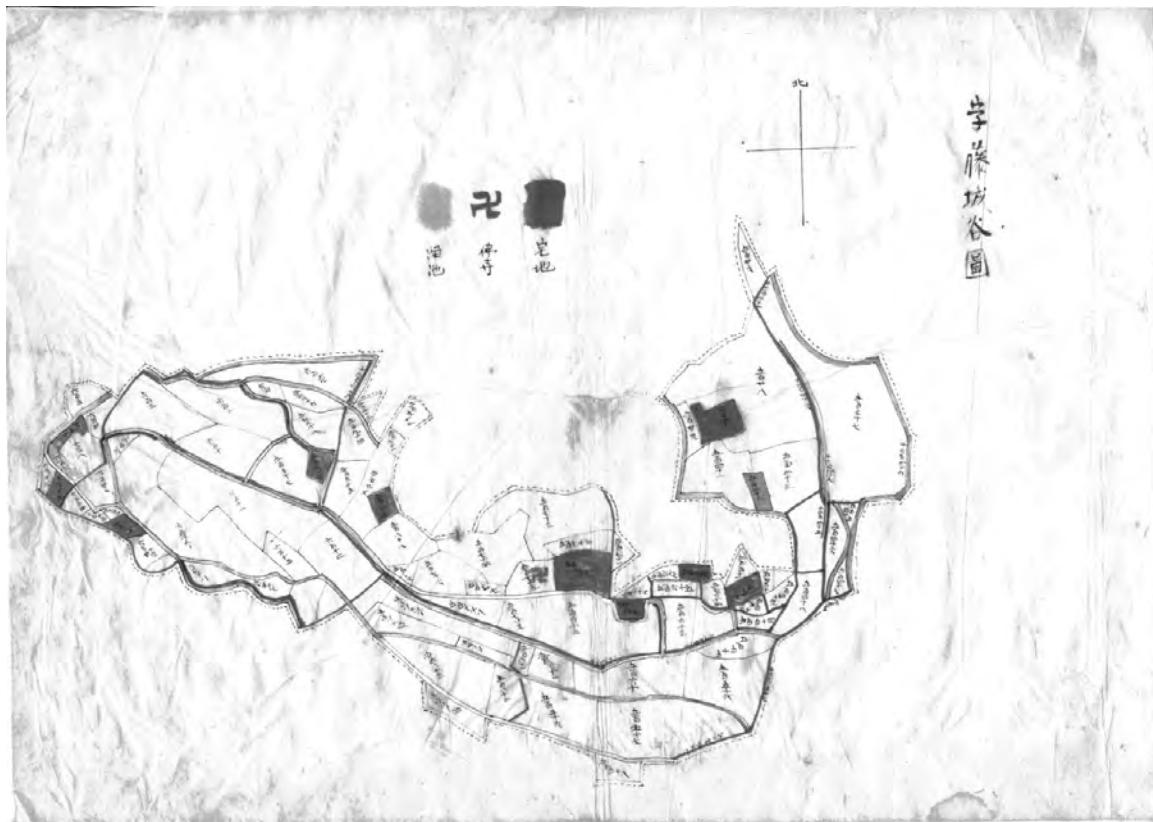
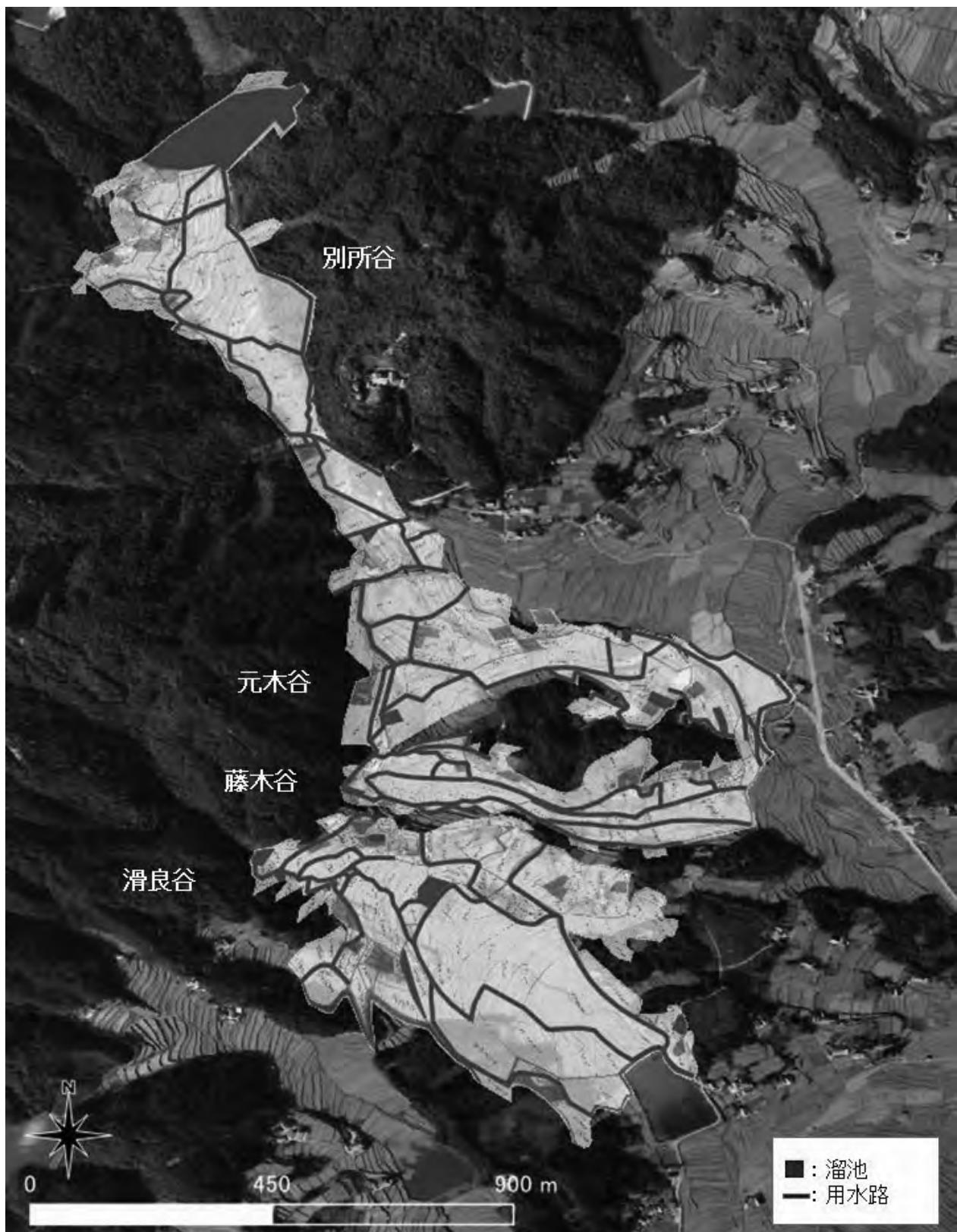


写真4 藤木（城）谷図



写真5 滑良谷図



GIS 図 1 明治期における別所谷・元木谷・藤木谷・滑良谷の水利灌漑復原図

キ谷」という場所で合流するよう描かれており、現況の本郷川の様相とほぼ同じであることが窺える。この本郷川合流地点「ゴウキ谷」について、【図2】の圃場整備以前では「太源井手」から用水が取水され、紺屋谷を灌漑している。この「太源」という地名は現在紺屋谷の山内氏宅の屋号として現存している。【同】挿図では紺屋谷内に「大現院跡」が見え、塔頭名として近世後期までに存在した地名であることが分かる。現在も使用される「太源井手」という井堰の名称は近世まで遡るのである。さて、「ゴウキ谷」で合流する二つの溜池群の水系はさらに低湿地の殿垣内地区・国兼川へと流れしていくが、紺屋地区の谷戸は非常に浅く溜池群も『芸藩通志』では確認することができない。水源地の乏しい紺屋地区では、「太源井手」からの灌漑が主要な用水であつたと思われ、「スリバチ池」をはじめとする甲山山麓の溜池群からの導水に強く依存していたと考えられる。

前節では滑良谷の水利について、明治期作成の登記図を通じ、同所での谷水・溜池群（滑池は近世まで遡る）の存在を踏まえ、新池を水源とする灌漑体系に属しつつも相対的依存度が低いことを示した。さらに本節では紺屋谷の水利について、近世地誌の記述を通じ、同所で主たる溜池を確認できず、圃場整備以前から存在する井堰「太源井手」が近世名称として遡る点より、井堰が近世まで遡及可能であるとし、新池を水源とする灌漑体系への依存度が高いことを指摘した。勿論、これらの指摘は現存する文献資料による推定であり、当時の水利灌漑体系のあり方として確言するには、やはり躊躇を覚える。

### (3) 本郷・殿垣内地区の集水域

そこで、土木工学の一分野である水理学で用いられる「集水域」（流

域」とも）を把握することで、地形改変を伴わない中山間地域での水利秩序について検討を深めてみたい。「集水域」とは特定の水系に雨や雪が流れ込む、地形によって決定された領域のことと、山間部においては山の尾根が「分水界」（流域界）とも）となつて境界線をなす<sup>(10)</sup>。つまり、谷を削り取るなどの大規模な地形改変が行われていな限り、標高データを基に分水界を引き、同一水源の水系（井堰による灌漑範囲よりも広域な水利ユニット）を把握することが可能なのである。前近代での水利秩序を把握する上で重要な情報データとなる。

【G I S図2】「本郷・殿垣内地区の集水域」は、国土地理院発行空中写真（一九七六年撮影）をベースマップとし、国土交通省が公開している国土地理院よりダウンロードした流域界をG I S上で重ね合わせ、本郷・殿垣内地区の集水域を図示したものである。<sup>(11)</sup>

【G I S図2】を見るに、別所谷の新池・横林池・高丸池の溜池群と、江木谷の田の平池・江木池の溜池群を同一水系とする集水域は、甲山山麓の麓組や上組、元木谷・藤木谷・紺屋谷、そして殿垣内の東半分が含まれている。一方で、圃場整備以前・以後では同一の水利灌漑体系にある滑良谷は集水域を別にすることが明瞭になる。このことはつまり、何らかの人為的な作用がない限り、藤木谷と滑良谷の境界に存在する分水界（ここでは尾根となる）を越えて、滑良谷へ新池がかりの用水が導水されることがないことを示すのである。実際に、現在の滑良谷ではサイフォン等で長距離用水路「横溝」からの用水が引かれており、揚水技術の劣る前近代にあつては、当然ながら尾根を越えての導水は困難が生じていたことになろう。<sup>(12)</sup>

その一方で、紺屋谷や殿垣内の東半分が同一水系にあることも判明する。紺屋谷へは圃場整備前後でも「太源井手」を通じて導水がされてお



GIS 図 2 本郷・殿垣内地区の集水域

り、【GIS図2】より新池や江木池の溜池群への依存度が非常に強いことが分かる。紺屋谷はその内部に主たる水源を持たないため、当然ながら前近代でも同様の水利灌漑体系に属さなければ導水が不可能であり、先の紺屋谷へ導水する井堰「太源井手」は近世のみならず古く古い時代まで遡りうる。また殿垣内への導水も圃場整備前後では、【図1】にて長距離用水路「横溝」の導水が藤木谷から諏訪を経て至る用水路と、「太源井手」よりもさらに本郷川下流にある「殿垣内井手」から導水するルートの二つがあるが、いずれにせよ殿垣内も上流にある新池・江木池などの溜池群に一部依存した灌漑体系にあつたことが分かる。

これまで水利にまつわる文献資料で遡及的に復原してきた水利秩序と、土木工学の水理学での集水域データを併せることで、前近代における水利秩序の様相を明瞭に復原することが可能になるのである。

### 三 中世段階の水利秩序

地毗莊本郷における中世水利灌漑の様相については、中世史料に登場する溜池や開発関連地名、山内首藤一族の拠点比定地を記載した【図3】「中世地毗莊本郷（本郷・殿垣内地区）の水利関係地図」を参考しつつ復原を試みたい。当該地には中世文書のなかに「別所池」と「大野池」という溜池が確認でき、親池・子池の関係による水利灌漑が行われていた。なお、これらの溜池群は、南北朝期に山内妙通が通広・盛通・乙寿女・通顯ら得分親へ「高山門田」という領主直営地を集中的に分割相続した際に登場する。【図4】「高山門田四至の景観復原」も併せて参考しながら議論を進めたい。<sup>(13)</sup>

### （1）「別所池」の現地比定と谷戸開発

南北朝期の地毗莊本郷の別所谷内には、「別所池」という溜池があつたことが確認できる。史料上の初見は文和四年（一二五五）七月十六日「山内妙通讓状」であり、惣領の山内妙通が養子乙寿女へ分割相続する際、分割相続対象の「高山門田」の四至として、「別所の池のつゝみ」が記載されている。また延文三年（一二五八）四月十三日「山内妙通所領支配配置文」では山内首藤氏の氏寺円通寺の寺領四至として「別所の池のつゝみ」が、また寺領分として「別所池代田」とも記されている。南北朝期の別所谷内において、「別所池」なる溜池が存在し山内首藤氏惣領家が保有していたことが分かる。この「別所池」は康安二年（一二六二）正月十一日「山内妙通寄進田坪付写」によれば、「別所池跡」が円通寺に寄進されており、少なくとも康安年間には当該の「別所池」は跡地という地目になり水田化され、溜池ではなくなっている。

服部英雄の景観復原では、「別所池」の所在地を、これまで本稿で登場してきた別所谷奥の「スリバチ池」「新池」と同じ場所に比定する。しかし、もし仮に南北朝期に登場する「別所池」の所在地が氏の比定地となるならば、次の矛盾点が生じる。先ほどの延文三年の「山内妙通所領支配文」における寺領四至には、円通寺がある甲山山麓一帯が記載され、その範囲は「山堺、東ハ、にたのたわをしらくさゑさかう、南ハ、別所の池のつゝみ、ゆやの谷をさかう、西北ハ、ぬのたわをしらくさのうねゑさかう」とあって、甲山の南堺に「別所池」があると置文では述べられる。しかし「スリバチ池」や「新池」の所在地はむしろ甲山の北西にあたり、南堺とする置文の寺領四至記載と齟齬が生じてしまうのである。

そこで服部が行つた地名採集を踏まえつて現地の地名を確認していくと、「懸田」「カケ」「ふろの谷」「石垣内」など、別所谷入り口周辺に中



図3 中世地毗莊本郷（本郷・殿垣内地区）の水利関係地図

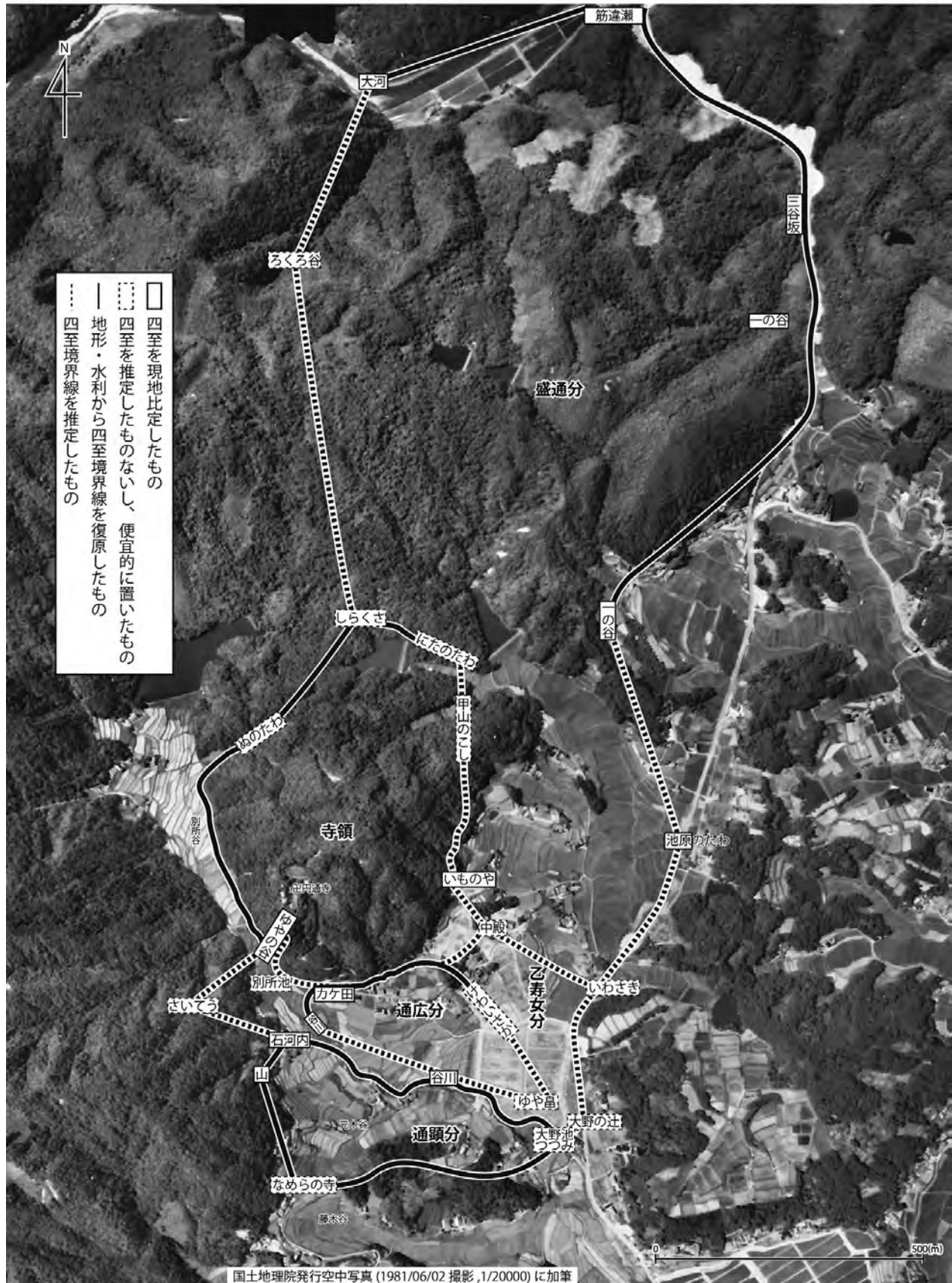


図4 高山門田四至の景観復原



写真6 「別所池」比定地 (別所谷入り口より撮影)



写真7 現在の加計 (掛) 井手

世文書に登場する地名が集中する。これとは対照的に別所谷奥の新池付近ではこうした中世地名は寺領四至としての「ぬのたわ」以外確認できない。さらに、別所谷入り口の地形を見ると狭隘化し溜池の築堤には都合の良い場所であり、東西の山から現在も谷水を引いている。そして、前章で取り上げた明治期の登記図「別所谷図」には、別所谷入り口でかつ現水利総代長石丸家（屋号「石河内」）の膝下に溜池があつたことが確認できる。中世文書に登場する「別所池」が、康安年間にはすでに跡地になつていたことから、明治期の溜池が直截に中世の「別所池」であると

は確言できない。しかし少なくとも別所谷入り口の狭隘地形において溜池の築堤が可能であることは十分了解されよう。これらの事実を勘案するに、当該地に南北朝期の「別所池」という谷池が築堤されていたと考えれば、「置文」の寺領四至を矛盾なく理解することができる。ゆえに【図3】では別所谷入り口の狭隘地形に「別所池」を比定する<sup>(1)</sup>。

さらに「別所池」の比定地付近には「加計 (掛) 井手」が圃場整備以前から現在まで存在する（【写真6】「別所池」比定地）、【写真7】「現在の加計 (掛) 井手」。この「加計 (掛)」は井堰の真上にある住宅の屋号「掛 (カケ)」に由来する地名で（元水利総代長三上順治郎氏への聞き取り）、当該地は延文四年（一二五九）三月十二日「山内妙通譲状」<sup>(18)</sup>において、別所谷入り口付近を所領とした山内通広の権益として「又畠一所（号懸田畠）、同所田一段（本力作、但此田内河向仁六十歩在之）」（◇は割書）が登場する。先の「加計 (掛)」という地名は、畠地・水田の両方の地目を含む耕地「懸田畠」の名残であり、中世まで遡るものである。かつ「別所池」からの導水によって「懸田畠」の水田が灌漑されていたことも推測される。

【図4】の南北朝期地毗莊本郷での山内首藤氏所領を見ても、別所谷内



写真8 「大野池」比定地（紺屋谷からのぞむ）



写真9 現在の太源井手

部において「別所池」よりも上流にある溜池関連の権益を確認することができない。その一方で、南北朝期まで別所谷入り口での「別所池」による溜池灌漑が行われ、南北朝期には溜池が潰れたことになる。『芸藩通志』に登場する「スリバチ池」といった谷戸田奥の溜池築堤と灌漑は行われておらず、山内首藤氏本拠での別所谷の谷戸開発は、南北朝期段階までは谷戸入り口付近までしか進展していなかつたと考えられる。

## (2) 「大野池」の灌漑と河道変遷

「大野池」は、文和四年（一二五五）七月十六日「山内妙通讓状」での所領四至において「池のつゝみ」、「池のはた（端）」と見えるのが史料上の初見である。延文三年（一三五八）三月二十日「山内妙通自筆讓状」では「おうの□いけのあとたはんふん」が通廣に譲与されている。延文三年の「山内妙通所領支配置文」<sup>〔21〕</sup>では円通寺領に「大野池代田」が記載され、延文四年三月十二日「山内妙通讓状」<sup>〔22〕</sup>では「大池跡田半分」が通廣に譲与されている。「大野池」も先の「別所池」と同様に溜池から跡地へと地目が変遷している。

「大野池」の所在地は服部英雄によつて「池の内」という地名が採集され現地比定されている。この場所は『芸藩通志』での「ゴウキ谷」付近にあたり、現況の水利灌漑では新池の用水を紺屋谷へ導水する「太源井手」といった井堰が集中する場所である（図3）、（写真8）「大野池」比定地（図3）、（写真9）「現在の太源井手」。服部によつて示された「大野池」比定地は、別所谷と江木谷の二つの溜池群から導水される水系が合流する地点でもあるため、溜池（地形環境としては皿池であろう）が中世段階に築造されていたという見解は首肯できよう。そして、前章で指摘した

よう、「太源井手」という井堰名称は近世の塔頭名称として残ることから、少なくとも近世段階まで遡及可能な地名である。さらに、【G I S 図2】の集水域で図示したように、紺屋谷内部では主たる水源はなく、別所谷・江木谷の溜池群への依存度が高いことも見てきた。南北朝期に「大野池」が所在したことを踏まえるに、「大野池」とはまさに紺屋谷を含む下流灌漑を意図した溜池であり、溜池から導水する井堰として「太源井手」の存在も中世まで遡及しうる。

なお、「大野池」の地目変遷に関しては次の史料に興味深い記述が見出せる。

【史料】延文五年（一三六〇）九月十六日「山内妙通自筆置文」<sup>23</sup>（傍線筆者）

大の、いけ代の田はんふんハ、ゆつりたてまつりて候、たゞし  
すと（首藤）六入道のゆつりに、たにかわをのほりとかきて候し、もとに  
たにかわハにしのきしのそいをながれて候しなり、いまハなかをな  
がれて候へとも、むかしのことくきしをさかわれ候、そのやうを  
そんちせられ候へく候、あなかしく、

えんふん五ねん<sup>（年）</sup>九月十六日 妙通（花押）

又三郎所

【史料】傍線部では、谷川（＝本郷川）が本来西岸沿いを流れているが、河道変更により現在は中を流れているため、山内通広分所領「大の、いけ代の田はんふん」（＝大野池代田半分）における山内通顕分所領との境界線に変動が生じたという。そのため境界線は以前の河道に基づくことを定めている。服部は、同時期に「別所池」「大野池」が跡地になつていることから、本郷川の河道変更による溜池消失を指摘する。実際に当地は水害が多く、谷戸での土砂災害や溜池崩壊の事例は聞き取り調査に

て幾例か得られた。とくに、新池の堤がかつて決壊した際には、土砂が太源井手まで到達したという（元水利総代長三上順治郎氏への聞き取り）。ただし、「大野池」が潰れて跡地になつたとしても、紺屋谷が別所谷・江木谷の溜池群へ高い水利依存度を示していたことに変わりはないので、「大野池」が潰れて跡地・水田化された後でも、本郷川の河川から取水する井堰として「太源井手」が存続したことも当然ながら想定される。

南北朝期まで「別所池」「大野池」という親池—子池の灌漑施設を中核に導水されていた地毗荘本郷の水利秩序は、河道変遷が生じる水害被害の結果、既存の溜池施設の改変（ここでは溜池の消失）へと至る。その後、中世史料では「別所池」「大野池」とともに跡地および水田化され、以後の史料に登場しなくなる。少なくとも圃場整備以前までは、これら溜池跡地周辺に「加計（掛）井手」「太源井手」という本郷川の河川から取水する井堰が設けられ、それらの井堰名称や存在は中世まで遡る可能性が高いことを見えてきた。地毗荘本郷における、本郷川を谷池や皿池によって堰き止め、各溜池を中継させながら導水する灌漑形態は、本郷川の河川から直接井堰によつて取水する河川灌漑へと変化したことを示す。ただし、近世から圃場整備以後に至るまで溜池灌漑に大きく依存した中山間地域において、「別所池」「大野池」の溜池が消失した後も河川灌漑だけに依拠し、本郷内に溜池施設が一切築堤されなかつたことは、水利灌漑の不安定化を招き、やはり考えづらい。というのも、別所谷入り口付近を所領とした山内通広の権益には、延文六年（一三六一）六月二十六日「山内妙通讓状」<sup>24</sup>に「つくりたての田」として「田七段」が新たに登場し、これは「別所池」跡地の水田化された地目とは別個の水田として把握されている。つまり別所谷入り口において溜池消失後も水田が

増加しているのである。こうした開発の進展を踏まえるに、やはり安定的な水量を確保できる溜池灌漑の存在があつたことが想定できるのである。

私見では、地毗莊本郷の水利灌漑について、南北朝期の河道変更に伴う溜池の消失によつて河川灌漑へ移行しただけでなく、同時期には山内首藤氏による別所谷奥の谷戸開発が進み、近世に登場する「スリバチ池」に先行する溜池施設が別所谷奥に設けられたと考えている。確定作業については後考を期したい。

おわりに

本稿では、相模国出身の西遷御家人山内首藤氏が本拠とした備後国地毗莊本郷の故地を事例に、中世の水利秩序を復原すべく、遡及的な景観復原技法を用いつつ検討を行つた。現況（圃場整備後）→圃場整備以前↓明治期→近世および集水域に基づく前近代の水利秩序を、現地調査や文献資料だけでなく水理学の手法を用い学際的に復原することで中世水利秩序の様相を把握するに至つた。各時期の水利秩序についてはすでに詳述しているため、ここでは遡及的復原によつて明らかとなつた中世の水利秩序について総括を行い、若干の展望を述べて結語としたい。

地毗莊本郷における中世水利秩序は、南北朝期までに「別所池」「大野池」による親池—子池の灌漑体系が存在しており、かかる体系はさらに鎌倉期まで遡るものであろう。本稿で行つた時代ごとの水利秩序や集水域を踏まえて考察すると、南北朝期の「別所池」の所在地は別所谷入り口にあり、「別所谷」よりも上流の地域で山内首藤氏の権益が登場しないことから、「スリバチ池」がある別所谷奥までの谷戸開発はこの段階でそもそも進展していなかつたことになる。それでも集水域を踏まえて「別所池」の灌漑範囲を検討すると、その所在地よりも下流にあたる元木谷・藤木谷・殿垣内・紺屋谷までも含むことが分かる（【G I S図2】参照）。さらに「大野池」は上流からの「別所池」による灌漑を補完し、より下流地域である紺屋谷や殿垣内の一部範囲へ導水する溜池であつたことが推定される。とくに紺屋谷の水利を勘案すると「大野池」への依存度が高かつたことも窺える。また「別所池」「大野池」は南北朝期以後に溜池跡地となつて水田化され、河川灌漑へと移行したことも見た。複数の溜池を中継させながら下流灌漑を果たす形態から、河川から直接井堰で取水する形態への変遷は、増水などの水害によつて井堰を損ないやすくなり、当然ながら水利灌漑の不安定化を招く。その一方で別所谷入り口付近では、「別所池」跡地化後も水田の増加が認められるため、本稿では別所谷奥の谷戸開発が進展し、近世の「スリバチ池」に先行する溜池施設が築堤された可能性に触れた。

中世までの時代ごとの水利秩序を遡及的に復原することで、現況水利とはかなり乖離した様相が闡明になつたものと考へる。さらに、一見するとフラットな配水に見える水利秩序も、復原する過程のなかで滑良谷と紺屋谷のような灌漑体系への依存度の差違が明瞭になるなど、水利ユニットのなかでも濃淡があることも分かつた。各地域が拠つて立つ水資源の基盤には明確な差違（ないしは格差）があつたのである。

さて、山内首藤一族は鎌倉後期において、地毗莊本郷内に別所谷・元木谷・江木谷一帯に惣領家一族が、滑良谷・藤木谷に庶子滑氏が、紺谷谷に庶子黒杭氏がそれぞれ本拠を形成していく。本稿で明らかとした中世水利灌漑体系や地域ごとの水資源開発における差違（ないしは格差）は、各一族間の親疎関係や政治的動向といかにリンクしていくのか。本稿で行つた基礎作業によつて、ようやく武士本拠と水利の相関関係を読

み解くスタートラインに立つことができた。全面展開については別稿を準備している。

(8) 麓組・上組・紺屋組などの登記図については、原図での縮尺や方位が実際の地形環境と大きく乖離しており、位置情報を与えてもG I S上に重ね合わせることが困難であったため、今回は掲載を見送っている。

(9) 「近世 第三章 農業・産業」（『庄原市の歴史 通史編』一二〇〇五年）。

(10) 集水域は、「河川用語集～川のことば～」（国土技術政策総合研究所HP、リンク先：<https://www.nlit.go.jp/lab/recg/newhp/yougo/words/096/096.html>）【最終閲覧日：一二〇二四年五月十日】や、清水裕之・檜山哲哉・河村則行編『水の環境学－人との関わりから考える－』（名古屋大学出版会、一二〇二一年）、飯田俊彰・加藤亮編『農業水利学』（文永堂出版、一二〇二一年）などの説明を参照。

(11) 「国土数値情報ダウントロードサイト」（国土交通省HP。リンク先：<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsTmplt-W07.html>）【最終閲覧日：一二〇二四年五月十日】に基づく。集水域の作成にあたっては渡邊彩里伊氏（株建設技研インター

(12) ナシヨナル水資源部 技術士（建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋）の協力を得た。

(1) 計画書、および土山祐之「一二〇二一年段階における現地調査の方法と実践—滋賀県甲賀市水口地域の調査を事例として—」（『民衆史研究』一二〇二一年）、拙稿「湧水は中世景観を語れるのか—滋賀県甲賀市水口町の現地調査と山中氏両惣領家」（『民衆史研究』一二〇二一年）、同「近世村落の湧水紛争と水資源開発—近江国甲賀郡柏木御厨故地の水論絵図から—」（『神奈川県立博物館研究報告（人文科学）』四八、一二〇二三年）。

(2) 「近世 第三章 農業・産業」（『庄原市の歴史 通史編』一二〇〇五年）。

(3) 書評に拙稿「圃場整備後の現地調査の可能性」（『年報三田中世史研究』一二〇二一年）がある。

(4) 拙稿前掲註 (1) 計画書、および土山祐之「一二〇二一年段階における現地調査の方法と実践—滋賀県甲賀市水口地域の調査を事例として—」（『民衆史研究』一二〇二一年）、拙稿「湧水は中世景観を語れるのか—滋賀県甲賀市水口町の現地調査と山中氏両惣領家」（『民衆史研究』一二〇二一年）、同「近世村落の湧水紛争と水資源開発—近江国甲賀郡柏木御厨故地の水論絵図から—」（『神奈川県立博物館研究報告（人文科学）』四八、一二〇二三年）。

(5) 服部英雄「備後国地毗荘の復原的研究」（同「景観にさぐる中世—変貌する村の姿と莊園史研究」—新人物往来社、一九九五年）。以下、特に断らない限り、同氏の指摘はすべて本書に扱る。

(6) 拙稿「在地領主における嫡子単独相続の形成過程と二つの所領相伝関係—備後国地毗荘山内首藤氏を事例に—」（『鎌倉遺文研究』三四、一二〇一四年）。

(7) 服部前掲註 (5) 書、三六二頁。

- (13) 山内首藤氏による「高山門田」の分割相続については、拙稿前掲註（6）論文にて詳細な四至復原を行っているため、参照されたい。【図4】は拙稿掲載図に一部改変を加えて掲出している。
- (14) 『大日本古文書家わけ第十五 山内首藤家文書』五三四号。以下『山』○号と略記する（○は文書番号）。
- (15) 『山』五三六号。
- (16) 『山内文書』二号（『広島県史古代中世資料編IV』）。
- (17) 拙稿前掲註（6）論文では、南北朝期の「別所池」の所在地を「スリバチ池」「新池」である可能性も残していたが、本稿での考証の結果、別所谷入り口に確定する。
- (18) 『山』五四四号。
- (19) 『山』五一九号・五三四号。
- (20) 『山』五二三号。
- (21) 『山』五三六号。
- (22) 『山』五一四号。
- (23) 『山』五一五号。
- (24) 『山』五一六号。

### 〔付記〕

本稿は筆者が二〇一一年～二〇二四年（途中新型コロナウィルス感染症拡大の影響で調査を中断した時期もあった）にかけて備後国地毗荘本郷故地（広島県庄原市本郷町（本郷・殿垣内地区））にて実施した個人による現地調査のうち、主に水利灌漑調査の成果に限定して成稿したものである。現地調査にあたり、水利に関しては元水利総代長三上順治郎氏（昭和七年生まれ）、同加藤勝利氏（昭和十三年生まれ）、現水利総代長石丸環氏（昭和二十三年生まれ）から、また地名などの生活環境に關して

は藤木組の奥波羅茂美氏（昭和二年生まれ）、麓組の加藤照明氏（大正十五年生まれ）、諏訪組の諏訪富滋慧氏（昭和六年生まれ）、円通寺の和田房恵氏（昭和九年生まれ）をはじめ多くの方々から聞き取りをさせていただいた。とくに三上氏・石丸氏には貴重な水利関係資料の閲覧・撮影研究に着手してからすでに十年以上の年月が経ち、筆者の怠惰ゆえに当初の予定よりも水利復原研究の成稿が大幅に遅延してしまった。その間に現地調査でお世話になつた方々のなかで、すでに鬼籍に入られた方もおり、ご教示いただいた種々の聞き書きが歴史資料となつてしまつたことを痛感するばかりである。成稿の遅延を陳謝するとともに、現地の方々へ本稿の成果を捧げたい。

本稿で用いた集水域は（株）建設技研インターナショナル水資源部の渡邊彩里伊氏（技術士（建設部門・河川、砂防及び海岸・海洋））のご協力を得て作成したものである。また現地での水利灌漑調査にあたつては、土山祐之氏・伊藤哲平氏に一部お手伝いいただいた。諸氏の惜しみないご協力に深謝する。

本稿は科学研究費補助金基盤研究（C）「水利資料群の研究資源化による中世～現代莊園地域の社会構造研究」（課題番号…24K04220）の研究成果の一部でもある。